

よくある質問 (FAQ)

Q 1 検査や講習はどこで受けるのですか？

A 県内35ヶ所の教習所または運転免許センターで受けることができます

「高齢者講習」「認知機能検査」「運転技能検査」のお知らせのはがき等が届いたら、すぐに電話で予約をしてください。

Q 2 認知機能検査って何ですか？

A 運転者の方に、自身の認知機能の状況を簡易な検査により自覚していただき、引き続き安全運転に努めていただけるよう、支援する目的で行う検査です

Q 4 認知機能検査は再受検できますか？

A 受検期間内であれば可能です

体調不良や睡眠不足などで、検査結果が思わしくなかった方は、体調を整えたうえで再受検することができます。お近くの教習所や運転免許センターに電話等で予約を入れてください。

Q 5 運転に不安を感じるのですが、相談にのってもらえますか？

A 免許センターや最寄りの警察署にご相談ください

運転をされない方や安全運転に不安を感じるようになった方は、運転免許証の返納をご検討ください。

運転免許証を自ら返納された方は、身分証として使用できる運転経歴証明書(1,100円)を申請することができます。

Q 6

臨時認知機能検査の対象となる交通違反と、運転技能検査の対象となる交通違反が重複した場合は、両方とも受検する必要がありますか？

A 両方とも受検することになります

75歳以上の運転者の方が、特定の交通違反をした場合、違反行為の後に「臨時認知機能検査」を受検し、次回の運転免許証の更新前の受検期間内に「運転技能検査」を受検することとなります。

それぞれ通知が届いたら、電話等で予約を取って受検してください。

Q 7

臨時認知機能検査通知書が届いたが、返納予定なので受検しなくてもよいですか？

A 受検しない場合は、すみやかに免許証を返納してください

臨時認知機能検査通知書を受けてから1ヶ月以内に受検しなければならない旨道路交通法に定められています。

受検しない場合は、免許の停止や取消し等の行政処分の対象となります。

Q 8

受検/受講手数料はいくらですか？

A 実施場所により異なります

公安委員会が行う検査/講習手数料は、県の手数料条例で定められた額となります。

県内の各指定教習所では、教習所により手数料が異なりますので、予約時に必ず確認してください。

Q 9

はがきが届いたので予約をしようとしたが、空きがなくて予約が取れませんでした。どうしたらよいですか？

A 最寄りの実施機関以外にも問い合わせてください

全国的な高齢運転者の増加により、大変混みあっており、予約が取りにくい状況です。最寄りの教習所以外にも、近隣地域の教習所や、免許センターで予約が取れる可能性がありますので、問い合わせてください。